

別紙 玉野市協働のまちづくり事業「交付回数の説明」

◆ 補助金交付の上限回数

1 団体につき 3 回まで交付が受けられます。ただし、1 回目の交付年度から起算して 8 事業年度経過後は、交付回数がリセットされ、3 回申請後でも再度申請できます。(リセット制)

※ 1 年度に 1 回のみしか交付は受けられません。

※ 各団体からの申請総額が予算額を上回った場合は、交付通算回数が 3 回までの団体に優先して配分します。通算で 4 回以上補助金交付を受けている団体については、残りの予算額の範囲で配分しますので、減額（案分）となります。

なお、3 回までの団体の申請総額が予算額を上回った場合は、当該団体のみに減額（案分）して配分しますので、4 回以上の団体は不交付となります。

◆ リセット制のイメージ図

例	初期 8 事業年度								次の 8 事業年度				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	～	R21	R22
A	①	②	③	1	2	3	4	5	再①	～	～	終了	
B	①	②	1	2	③	3	4	5	—	再①	～	～	終了
C	①	1	②	2	3	③	4	5	再①	～	～	終了	
D	①	1	2	②	3	4	5	③	再①	～	～	終了	
E	①	1	2	3	②	4	5	(6)	—	再①	～	～	終了

※ ①②③：補助金交付、1～5・(6)・「—」：補助金交付を受けない期間、赤枠：8 事業年度

※ 例 E：8 年度の間に 1 回または 2 回の補助金交付しか受けていない場合でも交付回数はリセットされます。

◆ Q & A

Q 1 令和 5 年度までに既に 3 回協働のまちづくり事業補助金の交付を受けています。再度申請はできますか。

A できます。令和 5 年度までの交付回数は、令和 6 年度にリセットされ、既に 3 回受けたことのある団体であっても、新たに申請可能になります。ただし、交付通算回数はこれまでの交付分も含めてカウントされます。

Q 2 同一団体で、事業内容が異なれば何度でも申請できますか。

A できません。事業内容に関わらず、1 団体につき 3 回まで交付可能です。その後補助金の交付を希望される場合は、1 回目の補助金交付年度から起算して 8 事業年度経過後に申請してください。